

ご家族が亡くなられた際のお手続きのご案内

0510

対象となる方	手 続 き	担当窓口・連絡先
住民登録をしていた方	住民票の手続きをお急ぎの場合は、死亡届の届出日と届出場所をお申し出下さい。	2階21番 戸籍課登録担当 540-2254
世帯主が亡くなった場合	世帯主以外の世帯員が二人以上の場合は、世帯主変更届が必要です。世帯員がひとりの場合はお手続きはありません。	
国民健康保険に加入していた方	脱退の手続き。国民健康保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証の返還(お持ちの方)	2階27番 保険年金課保険係 540-2349
介護保険証をお持ちの方(65歳以上の方、40～64歳の方で介護保険の認定を受けている方)	脱退の手続き。介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の返還(お持ちの方)	
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方(75歳以上の方、65歳以上で後期高齢者医療制度の認定を受けている方)	脱退の手続き。後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証の返還(お持ちの方)	
国民健康保険葬祭費の支給対象の方	葬祭費の請求 持ち物:印鑑(朱肉使用のもの)、国民健康保険証、葬儀店などの領収書など、金融機関の預金通帳など(葬祭を行った方に支給します)	2階26番 保険年金課給付担当 540-2351
後期高齢者医療制度葬祭費の支給対象の方	葬祭費の請求 持ち物:印鑑(朱肉使用のもの)、後期高齢者医療被保険者証、葬儀店等の領収書など、金融機関の預金通帳など(葬祭を行った方に支給します)	
小児医療証・ひとり親家庭等福祉医療証・重度障害者医療証をお持ちの方	小児医療証・ひとり親家庭等福祉医療証・重度障害者医療証の返還	
厚生年金を受けていた方	死亡した月の分までの年金を生計同一の親族が受けられますので、年金事務所にお問い合わせ下さい。	港北年金事務所 546-8888
国民年金に加入中の方、又は保険料は払い終わったが、まだ年金は受け取っていない方	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等の手続きが必要となる場合がありますので、国民年金係にお問い合わせ下さい。	2階25番 保険年金課国民年金係 540-2346
敬老特別乗車証、濱ともカードをお持ちの方	敬老特別乗車証の返還、濱ともカードの返還	1階11番 高齢・障害係 540-2317
被爆者健康手帳をお持ちの方 肝炎治療受給者証をお持ちの方	被爆者健康手帳をお持ちの方は、右記にお問い合わせください。肝炎治療受給者証をお持ちの方は、右記にお問い合わせください。	3階37番 健康づくり係 540-2362

ご家族が亡くなられた際のお手続きのご案内

0510

対象となる方	手 続 き	担当窓口・連絡先
児童手当を受けている方(受給者本人又は対象児童の死亡)	右記にお問い合わせ下さい。	1階14番 こども家庭係 540-2340
ひとり親家庭等になられた方(18歳以下の児童を養育する方)	児童扶養手当の支給対象となる場合がありますので、右記にお問い合わせ下さい。(所得制限があります。)	1階14番 こども家庭支援担当 540-2320
子育て応援金受給対象の方 (R5.4.1以降に生まれた新生児等)	お子さんが亡くなった場合も対象となります。 ※子育て応援金の案内チラシをお持ちでない方は、担当窓口までお越しいただくか、コールセンターまでお問合せ下さい。	1階14番 こども家庭係 540-2340 横浜市出産・子育て応援金コールセンター0120-616-626(平日9時～17時)
身体障害者手帳又は愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	身体障害者手帳の返還、愛の手帳(療育手帳)の返還、手当等終了に伴う手続き。*18歳未満の方は、こども家庭支援担当(540-2320)(1階14番)	1階11番 障害者支援担当 540-2237
	福祉タクシー利用券・福祉特別乗車券等の返還 *18歳未満の方は、こども家庭係(540-2340)(1階14番)	1階11番 高齢・障害係 540-2317
保育所等に通っている子がいる方・利用申請中の方	世帯変更等の認定変更申請 ※必要書類等の詳細は担当窓口にお問合せ下さい。	3階3A こども家庭支援課保育担当 540-2280
指定難病医療受給者証をお持ちの方	指定難病医療受給者証をお持ちの方は右記にお問い合わせください。	1階11番 高齢・障害係 540-2317
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、右記にお問い合わせ下さい。	1階13番 障害者支援担当540-2377
自立支援医療受給者証(精神通院医療)をお持ちの方	自立支援医療受給者証(精神通院医療)をお持ちの方は、右記にお問い合わせ下さい。	
市民税、固定資産税、軽自動車税などが課税されている方	お手続きが必要となる場合がございますので、各税目担当へお問い合わせ下さい。	3階31番 市民税担当 540-2264～2268・2271 3階35番 土地担当 540-2275 3階34番 家屋担当 540-2281 3階33番 収納担当 540-2301
土地や家屋を所有している方	相続のお手続きが必要となりますので、不動産を所管する法務局にお問い合わせください。	横浜地方法務局港北出張所474-1280
相続税や所得税の申告が必要な方	住所地の税務署にお問い合わせ下さい。	神奈川税務署 544-0141
社会保険等に加入している事務所の従業員の方	健康保険関係の各種給付や年金関係の手続きについては、ご勤務先の人事・労務、厚生等の担当者にお問い合わせ下さい。	ご勤務先

*死亡の記載のある「戸籍(除籍)謄抄本」などが発行可能となるまでには、港北区内に本籍のある方で概ね1週間程度、時期によっては1週間以上かかる場合があります。詳しくは、本籍地の市区町村にお問い合わせ下さい。
本籍地が港北区の場合:港北区役所戸籍課戸籍担当(540-2250)